各位

平成 19 年 5 月 24 日
会社名　株式会社デジタルアドベンチャー
代表者　代表取締役　蛭田　達朗
(ヘラクレス･コード　4772)
問合先　取締役　矢島　重比古
ＴＥＬ　03-5772-7291

ストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年５月 24 日の取締役会において、下記のとおり、会社第 236 条、第 238 条、および第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、および使用人に新株予約権をストックオプションとして発行するにあたり、新株予約権の募集要項を取締役会に委任する議案を平成 19 年６月 28 日開催予定の第 36 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と、当社の取締役および従業員の受ける利益を連動させることにより、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役、および従業員（以下、「対象者」という。）に対して以下の２．に記載の新株予約権の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

２．　新株予約権の発行要領

（１）　新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 900,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数（以下、「付与株式数」、という。）は 1,000 株とする。

なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（１株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

（２）　新株予約権の総数

900 個を上限とする。

（３）　新株予約権の発行価格

無償で発行するものとする。

（４）　各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式１株当たりの払込金額（以下「行使価格」、という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1．05 を乗じた金額（１円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該価格が行使金額の決定日の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ近日の終値）を下回る場合は、行使価格の決定日の終値を持って行使価格とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

①　当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$調整後行使価格 = 調整前行使価格 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

②　当社が時価を下回る価格で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使ならびに平成 14 年４月１日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③　当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価格を調整するものとする。

（５）　新株予約権の行使期間

新株予約権の付与から 10 年以内までの期間の範囲内で当社取締役会において決定する。

（６）　その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

（７）　新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

（８）　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡することはできない。

３．　新株予約権割当の要領

各対象に対する新株予約権の割当数（以下、「割当数」という。）については、各対象者の職責および当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定するものとする。

また、対象者に対する新株予約権の割当てに際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各対象者の間で締結するものとする。

（新株予約権割当契約の要領）

（１）　新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

（２）　新株予約権の割当を受けた対象者（以下、「新株予約権者」という。）は以下の区分に従って、各割当数の一部または全部につき新株予約権を行使することができる（ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする。）。なお、以下の計算結果、行使可能な新株予約権の数が整数とならない場合は、整数に切り上げた数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約割当契約に定める新株予約権の当社への返還事由に該当するこことなった場合には、当該契約の定めるところによる。

（３）　新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。また、新株予約権が当社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も有さなくなって場合のも新株予約権を行使することがでない。ただし、取締役会にて認められた場合に限り、行使することができる。

（４）　上記の他、各対象者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

以上